

ユネスコ世界遺産センターと IUCN への書簡（和訳）

2022 年 2 月 17 日

Mr. Lazare Eloundou Assomo
Director
UNESCO World Heritage Centre
7, Place de Fontenoy
75352 Paris CEDEX 07
France

Mr. Tim Badman
Director
IUCN World Heritage Programme
Rue Mauverney 28
1196 Gland
Switzerland

Dear Mr. Eloundou Assomo and Mr. Badman:

私たち以下の署名団体は、2021 年 7 月にユネスコ世界自然遺産リストに登録された「沖縄島北部」あるいは、やんばるの森（以下、世界遺産やんばるの森）に関する懸念とその懸念を解決するための取り組みについてお知らせすべくこの書簡をお送りしています。私たちの懸念は、世界遺産やんばるの森に隣接する米軍北部訓練場と 2016 年までは北部訓練場の一部でありその後世界遺産やんばるの森に組み込まれた「返還地」に関係するものです。私たちは 2017 年以降、書簡や報告書を通して私たちの懸念を世界遺産センターと IUCN に伝えてきました。私たちの懸念に対する IUCN のこれまでの対応に感謝を申し上げます。

日本政府そして沖縄県との意見交換

やんばるの森が世界遺産リストに記載されて以降、私たちのメンバーは日本政府と沖縄県と意見交換を行い、私たちの懸念について議論をしてきました。2021 年 9 月 21 日には、福島瑞穂参議院議員の立ち合いのもと環境省と防衛省と意見交換を行いました。11 月 2 日には、沖縄県の環境部と意見交換を行いました。そして 11 月 26 日には、伊波洋一参議院議員の立ち合いのもと、環境省と防衛省との意見交換を行いました。

意見交換において環境省や沖縄県から幾らか前向きな返答はありましたが、私たちの懸念は残ったままでした。むしろ助長された懸念もありました。それゆえ私たちは、これまでと同様の結論に至っています。環境省および防衛省は、米軍に関わる問題に対応していくために

必要な政治的決意を持ち合わせていない。しかし、その他の問題については、環境省は適切に対応できる、ということです。この状況は、やんばるの森の世界遺産としての価値やユネスコの国際機関としてのインテグリティを損なわせるものです。この状況を変えることが必要です。以下、世界遺産条約履行のための運用指針（2021年）（以下、運用指針）の条項へ参照しながら、意見交換を通して私たちが確認できたことをお伝えします。

前向きな回答

・運用指針 38 条, 39 条, そして 40 条に従い、環境省は、世界遺産やんばるの森の保護において、米軍に関連する問題を提起する私たちのような団体も重要であると認識している。さらに、運用指針 174 条に従い、私たちが提供する情報を環境省が適切と判断した場合、環境省は世界遺産センターへ提出する報告書において私たちの情報に言及する、とした。

沖縄県環境部は、米軍の薬莢や空砲などの米軍の廃棄物が世界遺産やんばるの森で継続して見つかっていることを認識しており、懸念を持っている。環境部は今後この問題を取り上げていく、と語った。

私たちの懸念

・環境省と防衛省は、世界遺産やんばるの森や北部訓練場の上空そしてその周辺で米軍が行う「低空飛行訓練」の航空機騒音をモニタリングしておらず、絶滅危惧種であるノグチゲラやヤンバルクイナなどの動物への騒音の影響の調査も行っていない。騒音は動物を脅かす最も明確な要素の一つである。このような状況は、運用指針 169 条に記載されている「遺産の顕著な普遍的価値や保全状態に影響を与える可能性がある特別な状況」として認識されるべきである。米軍の航空機騒音のモニタリングと騒音の動物への影響の調査が行われるべきである。

・環境省は、米軍航空機の騒音や「ダウン・ワッシュ」のような航空機訓練に関連するその他の問題を日米合同委員会環境部会に提起していない。環境省は、2019 年の世界遺産登録推薦書において、環境部会を米軍に関連する問題を解決する「北部訓練場における米国政府と日本政府の協力体制」(p.243)として位置付けている。この状況は日本政府と米国政府が運用指針 135 条に従っていないことを意味する。

・環境省は、私たちの交渉や情報公開法を通じた幾度の請求にもかかわらず、推薦付属資料で示した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について米側との合意文書（5-53）の全体は公開していない。この文書は最も重要な文書であるにもかかわらず、本文の部分しか公開されていない。この文書に署名した権限者、その期日、さらに文書の法的位置付けや有効性が示された最初のページが公開されていない。この状況は運用指針 135 条の意図を損なわせるものである。

・環境省と防衛省は、世界遺産やんばるの森と北部訓練場の境界線の問題を解決できていない。地上において境界線は実質的には示されておらず、米軍航空機は世界遺産やんばるの森の上空に侵入している。北部訓練場で訓練する兵隊や、世界遺産地を訪れている人々が誤って訓練場や世界遺産地に侵入した状況に対応する制度を設立できていない。

・環境省は、北部訓練場の「緩衝地帯」において、規制の有無やどのような規制があるのかを示していない。運用指針 104 条は、「緩衝地帯とは、推薦地域を囲む地域であり、補完的な法的および／あるいは慣習的規制がその場所の利用や開発について課されており、更なる保護の層を推薦地に与えるものである」としている。

・薬莖、空砲、不発弾、有害化学物質などの米軍廃棄物が世界遺産やんばるの森内の「返還地」（2016 年 12 月に返還されるまでは北部訓練場の一部）で発見され続けている。これらの廃棄物は危険であり、適切に除去、処理されなければならない。私たちの度重なる要請にも関わらず、環境省と防衛省はこの問題について場当たりの対応しかしていない。世界遺産やんばるの森を安全なものにするための短期目標を含む総合的な計画が設定されていない。

今後の取り組みについて

やんばるの森が真のユネスコ世界自然遺産となるには、私たちの懸念が議論され、解決される必要があります。そのために私たちは、今後も環境省、防衛省、そして沖縄県にこの問題を議論するよう要求し続けていきます。また、米軍や米国の関連機関にも私たちの懸念を議論するよう要求していきます。さらには私たちのメンバーが、地域の住民と協力し、米軍の訓練のモニタリングや米軍廃棄物の調査を続け、その結果を報告書にして世界遺産センターと IUCN に 2022 年 12 月に提出する予定です。私たちの取り組みは、世界遺産やんばるの森の保護において重要や役割を担っていくと確信しています。

私たちの手紙を読んで下さり有り難うございます。もしご質問があればご連絡ください。

敬意を込めて

連絡

Hideki Yoshikawa

yhidekiy@gmail.com

Okinawa Environmental Justice Project

<http://okinawaejp.blogspot.com/>

賛同団体

1. Okinawa Environmental Justice Project
2. The Informed Public Project
3. 奥間川流域保護基金
4. 沖縄環境ネットワーク
5. ヘリパッドいらない「住民の会」
6. 島ぐるみ会議東
7. 島ぐるみ会議大宜味
8. 島ぐるみ会議国頭
9. 辺野古高江を守ろう！NGO ネットワーク
10. ゆんたく高江
11. 合意していないプロジェクト Project Disagree
12. 沖縄平和市民連絡協議会
13. 沖縄国際人権法研究会
14. 一般社団法人 JELF(日本環境法律家連盟)
15. 東アジア共同体研究所 琉球・沖縄センター
16. じゅごんの里
17. ヘリ基地いらない二見以北十区の会
18. ジュゴン保護キャンペーンセンター
19. ジュゴン保護ネットワーク沖縄
20. 泡瀬干潟を守る連絡会
21. 海の生き物を守る会
22. ラムサールネットワーク日本
23. フィリピン AKAY プロジェクトをともに創る会
24. 新建築家技術者集団 京都支部幹事会
25. 沖縄への偏見をあおる放送をゆるさない市民有志
26. 中野で辺野古新基地建設問題を考える会
27. こわすな憲法！いのちとくらし！市民デモHYOGO
28. 安保関連法廃止！市民の集い
29. 沖縄現地派遣基金
30. 全日本港湾労働組合関西地方大阪支部